

保険・年金 フォーカス

イギリスの個人年金の改定

ドローダウン新商品の開発は進むか？

保険研究部 主任研究員 篠原 拓也
(03)3512-1823 tshino@nli-research.co.jp

1—はじめに

現在、イギリスでは、年金制度に大きな改定の動きがある。公的年金制度については、現在の2階建て年金を2016年より1階建てに改革する法律が成立した¹。これに先立って個人年金分野では、年金受取り方法の自在性を高めるための改革が2015年4月に実施される予定で、2014年3月より移行措置が開始されている。

イギリスの個人年金は、公的年金や企業年金だけでは賄いきれない老後生活資金を補うものとして、広く定着している。その仕組みは日本の変額個人年金に類似しており、資産運用は株式市場での投資が中心である。政府は、大きな税制面の優遇措置を設け、個人年金を通じた老後生活設計を促している。今回、政府は2014年予算²の中で税制の変更を通じて、個人年金を改革することを発表した。イギリスでは、個人年金が生保会社の主力商品となっているため、この動きは生保会社経営に大きな影響を与えるものと考えられる。実際に、一部の生保会社の格付見通しが引き下げられるなど、波紋も生じている。以下、これらの動向を概観したい。

2—イギリスの個人年金の仕組み(概要)

1 | 個人年金の税制優遇措置

イギリスでは個人年金に対して、大きな税制優遇措置が設けられている。その優遇措置は、拠出時源泉優遇、運用時非課税、受取時一部非課税の主に3つである。

(1) 拠出時源泉優遇

年金加入者は年金管理者³に拠出金を支払う際に、税制優遇措置により、標準税率で計算した金額を控除して支払えばよい。年金管理者は、その控除分を税務当局(歳入関税庁)に請求して支払いを受け、

¹ 詳しくは、「[イギリスの年金制度改定の動向—年金制度の簡素化は実現するのか?](#)」篠原拓也(ニッセイ基礎研究所 保険・年金フォーカス 2014年6月24日)を参照。

² Budget 2014 (HM Treasury, March 2014)

³ イギリスの年金制度は、少なくとも1名の年金管理者を置くこととされている。年金管理者は、税務等に関する職務を行う。

拠出金に充当する。現在の標準税率は20%であるため、例えば、1万ポンド(174万円)⁴の拠出金に対して、加入者は8,000ポンド(139万2,000円)を支払うことで足り、残り2,000ポンド(34万8,000円)は税務当局が支払う。源泉優遇は所得税を支払っていない人にも適用されるため、この場合、国からの補助金としての性格を有することとなる。一方、20%超の税率で所得税が課されている人も、税務当局に申告することで、実際の税率を用いた源泉優遇が受けられる。税務当局からの拠出金は年収と同額までとされている。なお、個人の拠出額には年間の上限額(4万ポンド(696万円))が設けられている。

(2) 運用時非課税

また、個人年金の運用益は非課税で複利運用されることが認められており、預金等の他の運用方法よりも優遇されている。なお、個人の拠出額と運用益の合計には、生涯の上限額(125万ポンド(2億1,750万円))が設けられている。

(3) 受取時一部非課税

最後に、退職時に、年金原資を一時金として受け取る場合、原資の25%までは非課税となる。ただし、年金として受け取る場合は課税される。今回、課税適用を変更することで、個人年金の改革が図られている。

2 | 年金の受取方法の自在性向上

イギリスの個人年金では、年金ファンドからの受取方法は、大きく3つに分けられる。一時金受取り、アニュイティーでの受取り、ドローダウンでの受取りである。今回の改革により、一時金受取りとドローダウンでの受取りについて、税制優遇の拡大により自在性の向上が図られた。

(1) 一時金受取り

年金原資を一時金で受け取る場合、原資の25%までは非課税となる。

原資の金額が一定額以下であれば全額を受け取ることができる。一定額は、従来は18,000ポンド(313万2,000円)とされていたが、2014年3月より30,000ポンド(522万円)に拡大された。25%の非課税部分以外は、限界税率⁵での課税となる。

原資の金額が一定額を超える場合、制限的に一時金受取りができる。従来は、18,000ポンド(313万2,000円)以上の原資を持つ人は、一時金で2,000ポンド(34万8,000円)までの価値の年金を2つまで受け取ることができた。2014年3月より、30,000ポンド(522万円)以上の原資を持つ人は、一時金で10,000ポンド(174万円)までの価値の年金を3つまで受け取ることができる、と条件が緩和された。

ただし、2015年4月からは、25%の非課税部分以外について一時金受取りの制限がなくなり、限界税率で課税される予定である。

(2) アニュイティーでの受取り

年金受給者は、生涯に渡り年金を受け取る。この方法は、「アニュイティーを購入する⁶」というも

⁴ 2014年7月末の為替レート(電信仲値相場)をもとに、1ポンド=174円として換算している。(以下、同じ)

⁵ 限界税率での所得税課税がなされる。税率は所得部分によって異なり20%~45%(2014年現在)となっている。

⁶ アニュイティーの購入は、日本の終身年金の設定に相当する。この他に、短期アニュイティーという制度もある。これは、年金ファンドの一部を、75歳に達するまでの5年以下の期間に渡って年金として受け取るもの。この場合、残りの年金ファンドは、株式市場等で運用される。

ので、これまで大半の年金受給者が選択してきた方法である。この方法は早期死亡者の年金ファンドの残金が長生きをする受給者の年金支払いに充てられる、というトンチン性を持っている。年金受取額がアンnuイティー購入時の金利や死亡率で固定されるため、保険会社は、受給者の長生きリスクを負うこととなる。そこで、このリスクに対応して年金額を低く設定することにより、保険会社は収益を確保している、と言われている。一旦アンnuイティーを購入した受給者は、契約の変更はできない。

(3) ドローダウンでの受取り

年金ファンドを株式市場等で運用したままにして、徐々に年金を受け取る方法である。受給者の他の年金財源(公的年金等)からの年金所得が一定額未満の場合、ドローダウンでの受取りの年金額はアンnuイティーでの受取りの場合の年金額の一定倍までと上限⁷が設けられるなど、利用上の制限がある。従来は、他の年金所得が20,000ポンド(348万円)未満の場合、アンnuイティー受取りの1.2倍までしかドローダウンで受け取ることができなかった。2014年3月より、他の年金所得が12,000ポンド(208万8,000円)未満の場合、アンnuイティー受取の1.5倍まで受け取ることができるよう、条件緩和が図られた。ドローダウンで受け取る受給者は、その後、いつでも受取りを停止、再開したり、上限内で受取額を変更したりできる。アンnuイティーを購入することもできる。

受給者の、他の年金所得が上記の一定額以上であれば、ドローダウンでの受取り金額の上限はない⁸。

図表1. アンnuイティーとドローダウンの比較

	アンnuイティー	ドローダウン
イメージ		
資産運用	株式市場等から離れて、安定運用に変更	株式市場等での運用を継続
年金受取額	アンnuイティー購入時の金利等で固定される	固定されない
金利低下の影響	アンnuイティー購入時の金利が低下すると減少	金利低下の影響は受けない
変更の可否	ドローダウンへの変更や受取額の変更は不可	アンnuイティーへの変更や受取額の変更が可能
受給者死亡時の給付	なし(死亡者ファンドは生残者の年金に活用)	あり(遺族が残金を一時金 or 年金で受取り)
受給者の資産運用リスク	低い	高い
保険会社にとっての収益性	高い	低い

※筆者作成

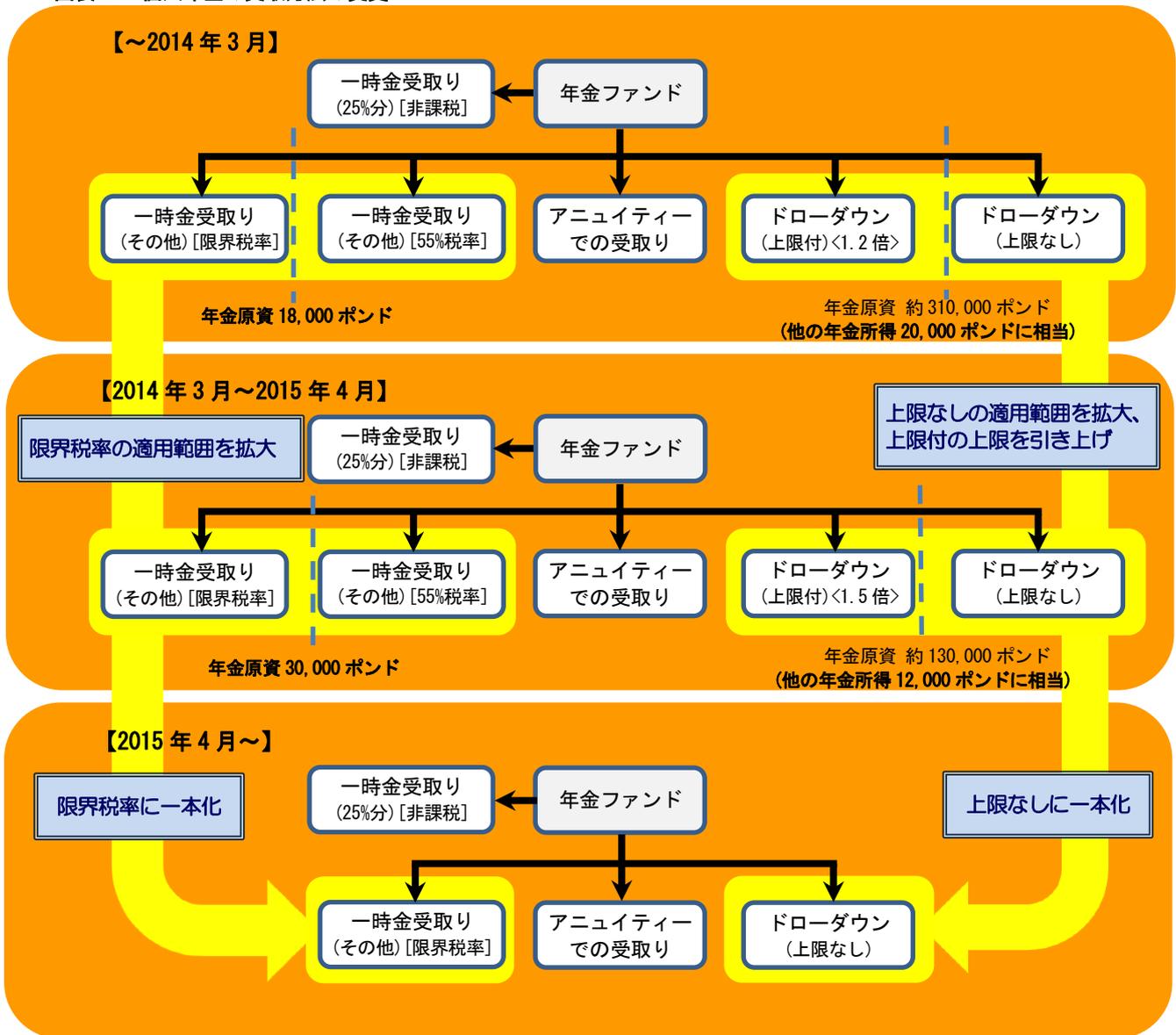
現在、ドローダウンでの受取りに上限がかかる場合、この上限を超えて一時金受取りとして資金を

⁷ 政府アクチュアリー庁がドローダウンの上限を決めるための数表を設定している。数表には、年齢・性別ごとに、国債(15年 Gilt 債)の金利が2%~8%まで0.25%刻みで(金利が2%未満の場合は、2%の場合の数値を適用)、1000ポンドの年金ファンドに対する上限額が設定されている。上限額は、ドローダウンの開始後、3年ごとに(75歳に達した後は毎年)、見直される。

⁸ 上限のあるドローダウンは上限付ドローダウン(capped drawdown)、上限のないドローダウンはフレキシブル・ドローダウン(flexible drawdown)と呼ばれる。いずれも毎月の受取額の変更が可能。ただし、上限付の場合は上限までの範囲で変更する。上限なしの場合、税制上は全額を受け取ることも可能。上限付からフレキシブルへの変更は可能だが、逆は不可。

引き出そうとすると、税務当局から「非公認支払」と見なされて、55%の税率で所得税が課税される⁹。そのため、主な年金商品で、この機能を提供するものはなかった。しかし、政府は今回の改革で、2015年4月以降、55%の税率ではなく限界税率での課税となるよう税率の引き下げを検討すると発表した。これにより、ドローダウンでの受取りの魅力が増して、アニュイティーからドローダウンへと受取方法が変わっていくことが予想され、新税制に対応する商品の開発が始まっている。

図表 2. 個人年金の受取方法の変更



※Budget 2014 (注記 2)に掲載されている図 (43 ページ)などを参考に、筆者作成¹⁰

3—アニュイティーからドローダウンへの移行の影響

1 | 個人年金における収益の低下

保険会社にとって、ドローダウンは従来のアニュイティーに比べて、収益性が低いと指摘されている。保険会社はこれまで何年間もアニュイティーの販売から相当な額の収益を上げてきている。

⁹ 非公認支払の場合、別途、年金管理者にも制裁金の課税がなされる。

¹⁰ “Just Retirement: Budget 2014 - how the rules will change” (Institute of Financial Planning, 11 Apr 2014)も、参考にしている。

特に、不健康で余命が短いと考えられる人に、健常者向けのアニュイティーを販売して年金額を低く抑えることが収益要素の一つと言われ、それらの人には、短い余命に見合う年金額の上昇が図られるべきとの声¹¹もある。

既存の保険会社には保有契約があるため、すぐに会社の健全性が大きく損なわれるということはないが、年金受給者の死亡等により、年金契約が徐々に消滅するに連れて、2025年までに収益が半減してしまうとの指摘もある。現在、個人年金は保険会社の新契約の価値の約40%を占めており、他のどの商品よりもウェイトが大きい。今回の税制の変更は個人年金契約の新契約規模を50%ないし75%も減少させるとの見方もあり¹²、保険会社のビジネス・モデルを脅かすものとされている。

2 | 格付機関による格付見通しの引き下げ

このアニュイティーからドローダウンへの移行という予測のもと、格付機関ムーディーズは、4月に生保業界のアウトルックを安定的からネガティブに変更した。併せて、個人年金の販売が多い保険会社数社のアウトルックも安定的からネガティブに変更¹³した。保険会社は、積立時のキャッシュ・フロー獲得のために、ドローダウン商品の開発を行っているが、これらの商品が新契約販売規模を劇的に増加させることは困難と見られる。ドローダウン商品は、年金受給後も年金ファンドを市場で運用する資産管理型の商品であるため、生保会社の間だけではなく、銀行等の他業界との競争が激化するととの格付機関の指摘もなされている。

4—おわりに（私見）

現在、イギリスの年金制度は公的年金、民間年金とも、変革期に差し掛かっている。これは高齢化が進む中で、制度の効率化と給付の適正化を図り、年金加入者の自己責任意識を高め、老後生活に向けた資金準備を促進しようとするものである。イギリスの個人年金では、一旦アニュイティーを購入すると、後戻りはできない。このため、アニュイティーの購入が、個人にとって大きな金融判断となる。これまでの金利低下局面では、金利が下がるほど受取額が減少してしまうため、早くアニュイティーを購入することが最善の判断であった。実際、ドローダウンで暫く様子を見ているうちに金利が低下して、受取額を減らしてしまうケースもあった。ただ、今回、税制の変更を通じて、受取方法の自在性が向上しドローダウンの新商品開発が進むと、こうした動きに変化が生じることが考えられる。

近年、低金利が続いている日本では、個人年金をはじめ貯蓄型商品の魅力をいかに維持して、加入者に老後生活資金の安心を提供するか、生保各社が懸命に知恵を絞っている。その際、イギリスの動向やそれに伴う新商品開発がそのまま日本で活用できる訳ではないが、参考にすべき点は多くあるものと思われる。今後もその動向には、注意が必要と考えられる。

¹¹ アニュイティーを購入する際は、提供する保険会社の言いなりになるべきではないとの指摘がある。年金加入者は、アニュイティーを購入する際に、保険会社を変えることができる。これは、「オープン・マーケット・オプション」という加入者の権利となっている。様々な年金サイトを巡って、より高額の年金を選ぶことにより、20%~35%も年金額を高めることができる場合があるとされている。また更に、加入者が肥満者や喫煙者の場合は、それをもとに年金額を高めることができるなどと、加入者に肥満や喫煙の告知を勧めている年金サイトもある。

¹² “Annuities’ replacements will fail to uphold profits: Moody’s” (Insurance ERM, 27 Jun 2014)

¹³ “Rating Action : Moody’s changes outlook to negative for selected UK life insurers” (Moody’s Investors Service, Global Credit Research - 01 Apr 2014)